

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。
中国における会社設立・経営に必要な・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.45

2015年9月11日

H&H 中国最新法令情報(No.45)をお送りします。

本号では、《7月の主要法令》として、今年7月1日から31日までに発布又は施行された以下の法令を紹介しています。

《中国法務「基本のき」》では、「売買契約の売主の担保責任」と題する記事を掲載しました。売買契約の売主が負うべき担保責任について紹介しています。ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(7月)

【法律】

中華人民共和国国家安全法..... 2

【部門規章】

2015年外商投資企業の年度投資経営情報聯合報告業務の展開に関する通知..... 2

環境保護公衆参加弁法..... 2

汚染物質排出権譲渡収入管理暫定弁法..... 3

現在有効な外貨管理主要法規目録(2015年6月30日現在)..... 3

【司法解釈】

上海市高級人民法院等の中国国際経済貿易仲裁委員会及びその原分会等の仲裁機構
が行う仲裁裁決の司法審査案件に関する問題の回答..... 3

■ 中国法務「基本のき」

売買契約における売主の担保責任..... 4

主要法令 (7月)

【法律】

■ 中华人民共和国国家安全法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令 29 号

[发布日期] 2015 年 7 月 1 日

[实施日期] 2015 年 7 月 1 日

[概要]

本法对中国国家安全的基本事项进行了规定。规定了在政治、领土、经济、文化、科学技术、网络等领域国家安全的相关事项。

[法令原文]http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-07/07/content_1941161.htm

■ 中華人民共和國國家安全法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令 29 号

[発布期日] 2015 年 7 月 1 日

[実施期日] 2015 年 7 月 1 日

[概要]

本法は、中国の国家安全の基本事項について定めるものである。政治、領土、経済、文化、科学技術、インターネット等の分野について国家の安全に関する事項を定めている。

【部門規章】

■ 关于开展 2015 年外商投资企业年度投资经营信息联合报告工作的通知

[发布部门] 财政部/商务部/税务总局/统计局

[发布文号] 商资函[2015]366 号

[发布日期] 2015 年 7 月 13 日

[实施日期] 2015 年 7 月 13 日

[概要]

本通知是关于外商投资企业年度投资经营信息联合报告工作的通知。根据此通知，2014 年末以前在中国境内经批准设立并登记注册、获得法人资格的外商投资企业应当于 2015 年 7 月 16 日至 10 月 15 日之间，登陆“全国外商投资企业年度投资经营信息网上联合报告及共享系统”，填报 2014 年度投资经营信息报告。

[法令原文]<http://news.lhnj.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?Theme=&id=931>

■ 2015 年外商投資企業の年度投資経営情報聯合報告業務の展開に関する通知

[発布部門] 財政部・商務部・税務総局・統計局

[発布番号] 商資函[2015]366 号

[発布期日] 2015 年 7 月 13 日

[実施期日] 2015 年 7 月 13 日

[概要]

本通知は外商投資企業の年度投資経営情報聯合報告業務に関する通知である。これによると、2014 年末までに中国国内において審査認可・登記手続を経て法人資格を取得した外商投資企業は、2015 年 7 月 16 日から 10 月 15 日までの間に「全国外商投資企業年度投資経営情報ネット聯合報告及び共有システム」上で、2014 年度投資経営情報報告を記入・申告しなければならない。

■ 环境保护公众参与办法

[发布部门] 环境保护部

[发布文号] 环境保护部令第 35 号

[发布日期] 2015 年 7 月 13 日

[实施日期] 2015 年 9 月 1 日

[概要]

本法为保护公众关于环境保护的知情权、参与权、监督权，规定了公众参与环境保护的方式、内容、公众的权利义务等。

[法令原文]http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201507/t20150720_306928.htm

■ 環境保護公衆参加弁法

[発布部門] 環境保護部

[発布番号] 環境保護部令第 35 号

[発布期日] 2015 年 7 月 13 日

[実施期日] 2015 年 9 月 1 日

[概要]

本法は、公衆の環境保護について知る権利、参加する権利、監督する権利を保護するため、公衆が環境保護に参加する方法、内容、公衆の権利義務等を定めたものである。

■ 排污权出让收入管理暂行办法

[发布部门] 财政部/国家发改委/环境保护部

[发布文号] 财税[2015]61号

[发布日期] 2015年7月23日

[实施日期] 2015年10月1日

[概要]

本办法通过规范排污权出让收入的管理，确立环境资源的有偿使用制度，达到促进污染物排放量减少的目的。

[法令原文]http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/31/content_2906786.htm

■ 汚染物質排出権譲渡収入管理暫定弁法

[発布部門] 財政部・国家發展改革委員會・環境保護部

[発布番号] 财税[2015]61号

[発布期日] 2015年7月23日

[実施期日] 2015年10月1日

[概要]

本弁法は、汚染物質排出権の譲渡収入の管理を規範化し、環境資源の有偿使用制度を確立することにより、汚染物質の排出量の減少を促進することを目的とするものである。

■ 现行有效外汇管理主要法规目录（截至2015年6月30日）

[发布部门] 国家外汇管理局

[发布日期] 2015年7月23日

[实施日期] -

[概要]

近期，外汇管理制度有了较大改动，并制订一些相关规章。本目录汇总了现行有效的外汇管理相关的主要法规。

[法令原文]

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages//wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/tbts/node.tbts_store/61a64b0044ed45979278d71fa25ece03/

■ 現有有効な外貨管理主要法規目録(2015年6月30日現在)

[発布部門] 国家外貨管理局

[発布期日] 2015年7月23日

[実施期日] -

[概要]

最近、外貨管理制度は大きく変更されており、多数の関係法規が制定されている。本目録は、現在効力を有する外貨管理に関する主要な法規をまとめたものである。

【司法解釈】

■ 关于上海市高级人民法院等就涉及中国国际经济贸易仲裁委员会及其原分会等仲裁机构所作仲裁裁决司法审查案件请示问题的批复

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2015]15号

[发布日期] 2015年7月15日

[实施日期] 2015年7月17日

[概要]

本批复是最高人民法院就中国国际经济贸易仲裁委员会的部分分会的名称变更并设立新仲裁机构而产生的各仲裁机构的管辖权、仲裁条款的效力、仲裁的执行等相关问题进行的解释。

[法令原文]<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-15003.html>

■ 上海市高级人民法院等の中国国際經濟貿易仲裁委員會及びその原分会等の仲裁機構が行う仲裁裁決の司法審査案件に関する問題の回答

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法释[2015]15号

[発布期日] 2015年7月15日

[実施期日] 2015年7月17日

[概要]

本回答は、中国国際經濟貿易仲裁委員會の一部の分会が名称を変更して新たな仲裁機構を設立したことによって生じた各仲裁機構の管轄権、仲裁条項の効力、仲裁の執行等に関する問題について、最高人民法院がその解釈を示したものである。

【劉楊、張娟】

中国法務「基本のき」

売買契約における売主の担保責任

【ご質問】 当社は中国の工場から製品を購入しています。しかし、取引は注文書と受注書だけで行っており、正式な契約を締結していません。このような場合、中国法上、中国の工場は製品の瑕疵についてどのような責任を負うのでしょうか。

■ 売主の担保責任

売買契約の売主は、売買の目的物及びその所有権を買主に引き渡す義務を負います（「契約法」第 130 条、第 135 条）。売買の目的物に「権利の瑕疵」（売買の目的物について、第三者が買主に対して権利を主張する状態にあること）や「物的な瑕疵」（売買の目的物について、契約で定める品質基準に達しないこと）がある場合は、売主に一定の責任が発生します。これを売主の担保責任といいます。

■ 権利の瑕疵担保責任

売主は、売買の目的物につき、第三者が買主に対しいかなる権利も主張しないことを保証する義務を負います（「契約法」第 150 条）。

売主がこの義務に違反した場合、買主は次のような措置をとることができます。

- (1) 第三者が目的物について権利を主張する可能性を証明する確実な証拠がある場合、代金の支払いを留保することができます（「契約法」152 条）。
- (2) 第三者が目的物につき権利を主張し、買主に損害が生じた場合、売主に対して契約の解除及び損害賠償請求等を請求することができます。ただし、買主が契約の締結時に第三者が売買の目的物について知的財産権、担保権等の権利を有していることについて知り、又は知ることができたときはこの限りではありません（「契約法」第 151 条）。

権利の瑕疵担保責任は任意規定とされていますので、当事者の合意によりその責任を減免することができます。ただし、売主が故意又は重大な過失により買主に目的物の瑕疵を知らせなかった場合には、その売主は責任の減免を主張することはできません（「売買契約紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈」第 32 条）。

■ 物の瑕疵担保責任

中国法では、物の瑕疵担保責任は品質保証責任として理解されています。その具体的な内容は以下のとおりです。

(1) 品質基準

契約の当事者は、契約において具体的な品質基準を定めることができます(「契約法」153 条)。契約において品質基準を定めていない場合、又は契約の定めが不明確な場合には、当事者は品質基準について協議し、補充することができます。補充の合意ができない場合は、契約の関連条項又は取引慣行に従い確定します。これらに照らしても品質基準を確定できない場合、国家基準及び業界基準に従うこととなりますが、国家基準及び業界基準がない場合には、通常の基準又は契約の目的に合致する特定の基準に基づき履行することとなります(「契約法」第 154 条、第 61 条、第 62 条)。

日本法では、種類物について、法律行為の性質又は当事者の意思によって品質を定めることができない場合、「中等の品質を有する物」を給付しなければならない(「民法」第 401 条第 1 項)とされていますが、中国法ではこれとは若干異なりますので注意が必要です。

(2) 目的物の検査

- ① 検査期間が契約で定められている場合には、買主は約定の検査期間内に目的物の数量、品質を検査しなければなりません。目的物が品質基準に合致しない場合には、買主は遅滞なく売主に通知をする必要があります(「契約法」第 157 条、第 158 条第 1 項)。
- ② 検査期間が契約で定められていない場合には、買主は遅滞なく検査を行わなければなりません。この場合、買主は、契約で定める基準に合致しないことを発見すべき合理的期間内に売主に通知をする必要があります(「契約法」第 157 条、第 158 条第 2 項)。買主が合理的期間内に通知をせず、又は目的物を受領した日から起算して 2 年以内(品質保証期間が別途定められている場合には、当該品質保証期間内)に売主に通知しない場合には、目的物の数量及び品質は契約の定め合致していたものとみなされ、売主に対して責任を追及することはできなくなります(「契約法」第 158 条第 2 項)。

(3) 品質保証責任の内容

売主が、目的物の品質保証義務に違反した場合、買主は次の措置をとることができます

- ① 売主の品質保証義務の違反により、契約の目的が実現不能となった場合、買主は製品の受領を拒絶し、又は契約を解除することができます(「契約法」148条)。
- ② 当事者間で品質保証責任に関する約定がある場合には、約定に基づき売主の違約責任を追及することができます。
- ③ 当事者間で品質保証責任に関する約定がない場合には、買主は、目的物の性質及び損害の程度に応じて、修理、交換、再給付、返品、代金又は報酬の減額等を合理的に選択して請求することができます(「契約法」第111条)。

なお、当事者は、品質保証責任を減免する約定をすることができますが、人身上の損害についての免責、売主に故意又は重過失がある場合の免責は、無効となります(「契約法」53条)。

このように中国法には売主の担保責任に関する規定がありますが、上述のとおり、当事者間の約定が優先適用されます。したがって、売買契約書を作成する際には、製品の品質基準、検査期間、不合格品が発見された場合の措置など、売主の担保責任に関する事項を明確に定めておくことが重要です。

【神保宏充、劉楊】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。

本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。